

保育所では食物アレルギー対応給食が必要なお子さんに対しては、医師の指示に基づき、可能な範囲で除去食、代替食の対応をしています。アレルギーの状況等により対応が困難であったり、除去により食事内容が不足する場合は、ご自宅からのお弁当を持参していただくことがありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

1. 提出書類

食物アレルギー対応給食の申込時には、次の書類を保育所へ提出してください。

- ・保育所給食における食物アレルギー児童の除去食に関する診断書（指示書）※医師が記入
- ・食物アレルギー給食対応申込書 ※保護者が記入
- ・食事調査表 ※保護者が記入

※食物アレルギー対応給食の申込に、血液検査は不要です。

2. 食品表示の確認について

(1) 0～2歳児クラス(未満児給食)

保育所での調理が中心の給食となっています。調理員が食品の検収時にアレルギー表示や原材料について確認しています。

(2) 3～5歳児クラス(以上児給食)

学校給食センターの温食と業者食品を中心とした給食を提供しています。学校給食センターのものについてはセンターから提出されるアレルギー表を管理栄養士、保育士、調理員が確認しています。業者食品については業者より食品規格書を提出してもらい、アレルギー表示や原材料について管理栄養士と調理師が確認し、現品表示については検収時に調理員が確認しています。

3. 食品表示法と給食が提供できない場合について

食品表示法により、アレルギーの表示において、原材料について表示義務のあるものと、表示が推奨されているもの(任意表示)があります。特定原材料に準ずる20品目は任意表示のため、商品により表示されているものとされていないものがあります。

特定原材料(8品目) (表示の義務があるもの)	卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ
特定原材料に準ずるもの(20品目) (表示が推奨されているもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※「この商品は〇〇の製造ラインで作られています」「魚介エキス(〇〇由来)」等といった微量のアレルゲン混入の可能性があるものの表示については特定原材料、特定原材料に準ずるものどちらにおいても表示が義務付けられているものではないためアレルゲンを完全に把握することは出来ません。そのため、これらの表記においてもアレルギー症状が起り、かつ、除去が必要と診断されているお子さんについてはアレルギー給食の対応はできませんのでご了承ください。